

会 議 録

会議の名称	令和3年度（2021年度） 第1回 枚方市人権尊重のまちづくり審議会	
開催日時	令和3年（2021年）6月9日（水）	17時00分から 18時30分まで
開催場所	ウェブ会議	
出席者	明石会長、明石副会長、安田委員、井戸委員、阪本委員、川端委員、遠竹委員、磯野委員、津熊委員、久保見委員、森田委員、伊藤委員、是永委員	
欠席者	河井委員、寺岡委員	
案 件 名	1. （仮称）枚方市人権施策基本計画の骨子（案）について 2. 人権問題に係る市民意識調査票（案）について 3. その他	
提出された資料等の名称	<p>【資 料】</p> 資料①-1 （仮称）枚方市人権施策基本計画の骨子（案） 資料①-2 枚方市の人権施策の現状 資料②-1 人権問題に係る市民意識調査 調査票（案） 資料②-2 人権問題に関する市民意識調査に係る意見及び対応（案）について <p>【参考資料】</p> ①今後のスケジュールについて ②枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程	
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）枚方市人権施策基本計画の骨子（案）に対する意見を踏まえ、次回審議会にて計画素案に反映させる。 ・審議会での意見を踏まえ、調査票（案）の修正を行う。 	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	1人	
所管部署（事務局）	市長公室 人権政策室	

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>定刻になりましたので、令和3年度(2021年度)第1回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。</p> <p>今回は、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、ウェブ会議での開催となります。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>私は人権政策室の三木と申します。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>開会に先立ちまして、市長公室長 乾口からご挨拶を申し上げます。</p>
事務局 (乾口市長公室長)	<p>本日は、お忙しい中、枚方市人権尊重のまちづくり審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症がまだまだ予断を許さないなか、本市におきましては、全高齢者約11万人分のワクチン接種の予約枠を確保するなど、市民が安心して接種いただけるよう、受付・接種体制を強化するとともに必要な情報を積極的に発信するなど、全力で取り組んでいるところです。</p> <p>本日の審議会につきましては、前回と同様、緊急事態宣言の延長によりウェブ会議となり、委員の皆様には、ご不便をおかけする点もあるかと思いますが、ご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>さて、本日は「(仮称)枚方市人権施策基本計画の骨子(案)」及び「市民意識調査の調査票(案)」について、ご審議いただく予定としております。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、それぞれのお立場からご意見をいただき、計画のとりまとめにお力添えをいただきますようお願いしまして、挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>本日ウェブ会議を進めるにあたり、委員の皆さまにお願いしたい点がございます。</p> <p>事務局より説明などの際は、皆さまのマイクをオフ(赤表示)にさせていただきます。</p> <p>発言などがある際は、挙手をしていただき、会長よりの指名を受け、ご自身でマイクをオン(緑表示)にしていただき発言を、発言が終わりましたら、マイクをオフ(赤表示)としていただくようお願いいたします。</p> <p>また、会長からの呼びかけなどに対して同意する場合は、手で丸(○)を、同意しない時はバツ(×)を作ってください。</p> <p>続きまして、委員の皆さまに事前に送付させていただいております、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の次第、 次に資料①-1 (仮称)枚方市人権施策基本計画の骨子(案)、</p>

	<p>次に資料①-2 枚方市の人権施策の現状、 次に資料②-1 人権問題に係る市民意識調査 調査票（案）、 次に資料②-2 人権問題に関する市民意識調査に係る意見及び対応(案)について 参考資料① 今後のスケジュールについて 参考資料② 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程となっております。 なお、参考資料②については、昨年度の第1回審議会資料として、条文の一部を 抜粋し配付しましたが、全条文がわかるようにしていただきたいとのご意見を受け、 今回配付しているものです。 資料につきましては、説明の際、画面に表示いたします。 それでは、明石会長、進行をよろしくお願いいたします。</p>
明石会長	<p>ただいまより、第1回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を開催いたします。 はじめに、事務局から委員の出席状況について、報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席状況は、出席委員13名。本審議会委員15名のうち、2分の1以上の 委員の出席がありますので、枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則第4条第2項 の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告いたします。 なお、寺岡委員と河井委員につきましては、ご欠席の連絡をいただいております ことをあわせて報告させていただきます。</p>
明石会長	<p>本審議会につきましては、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条に 基づきまして公開とし、会議録につきましても同規程7条に基づき、公表でよろし いでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
明石会長	<p>本日は、傍聴希望者はおられますか。</p>
事務局	<p>お一人いらっしゃいます。 (傍聴者入室)</p>
明石会長	<p>それでは、本日の案件に入らせていただきます。 前回、3月22日に開催した令和2年度(2020年度)第2回の審議会においては 「(仮称)枚方市人権施策基本計画の策定」について市長から諮問を受け、計画策定 に向けて、今後のスケジュールなどについて事務局から説明がありました。 また、人権問題に関する市民意識調査における質問項目(案)について、委員の皆 さまからさまざまなご意見をいただいたところです。 本日は「(仮称)枚方市人権施策基本計画の骨子(案)」と委員からの意見を反映 した「市民意識調査の調査票(案)」について、確認及び審議してまいりたいと思 います。 それでは、案件1「(仮称)枚方市人権施策基本計画の骨子(案)」について事 務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>案件1「(仮称)枚方市人権施策基本計画の骨子(案)」について、ご説明いたし</p>

	<p>ます。</p> <p><資料①-1、資料①-2説明></p>
明石会長	<p>この骨子案は、これから枚方市の人権課題に対する施策を効果的に進めるための骨組みとなっております。今後、この骨子案をもとに、計画素案を作成していくこととなります。</p> <p>本日はこの骨子案をもとに、委員の皆さまのご意見をいただきたいと思います。</p> <p>特に、計画で取り組むべき主な人権課題として、案では16課題があげられています。資料①-1の右下に記載している事務局案でよいかどうか、また、枚方市の現状も踏まえて資料①-2にまとめられています課題別の取り組みの方向性として、加えるべき取り組みがないかなど、ご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>委員の皆さまのご意見、ご発言をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
阪本委員	<p>最近話題になっているヤングケアラーの問題です。</p> <p>ヤングケアラーも子どもの人権問題と考えていますが、資料①-1 主な人権課題の②「子どもの人権」にヤングケアラーが入るのかどうか。もし入るのであれば、資料①-2「枚方市の人権施策の現状」の「②子ども」の主な課題として、ヤングケアラーを追加してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>このヤングケアラーですが、狭義では18歳未満の子どもが対象となっておりますが、現実的には大学生や若年層の社会人の方などもおられます。その方たちにおける課題についてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。</p>
明石会長	<p>他の委員についても先にご意見等をいただき、後ほど事務局からまとめて回答いただきたいと思います。</p>
川端委員	<p>資料①-2「⑤部落差別（同和問題）」の取り組みの方向性に「同和問題についての理解促進」とあります。</p> <p>現在の学校教育においては部落問題について、ここ数年取り組めていないのではないかと認識していますが、具体的にどのように学校で取り組みを進めていくのかがわかりにくく感じます。</p>
磯野委員	<p>一般的に人権教育というと、学校で先生が子どもたちに人権の大切さを教え、人権啓発は、市の職員が市民に対して啓発する形をイメージしがちです。</p> <p>しかし、まずは、教師の人権意識、教師に対する人権教育が必要ではないでしょうか。体罰や暴言、セクハラ等が大きな問題になっているわけですから、教師自身の人権意識をどう高めていくかということを抜きにして、人権教育は成り立たないだろうと思います。</p> <p>枚方市でいえば、市民と窓口での対応で、市民の人権を傷つけるような言動が生じていないか確認を含めて、職員の人権意識の向上を目指さないといけません。こうした視点を基本方向の中で明らかにされたらいいのではないかと思います。</p>
久保見委員	<p>まず、差別事案を見聞したときに、通報の義務や協力を盛り込めないかということです。</p>

	<p>もう1つは、骨子だけでなく全体にも関わることですが、「主な人権課題」で、「④障害者の人権」「⑩こころの病（うつ病など）に関する人権」が離れて記載されているので、これを連続して記載していただけないでしょうか。</p> <p>連続して記載する理由に関して、「障害」と「こころの病」について、説明させていただきたいと思います。</p> <p>精神障害については、統合失調症や不安神経症など、あらゆる精神障害を一時的な病気と認識している方がおられます。成人になって発症した場合、一定の治療等により完治される方がおられるためです。</p> <p>また、比較的若くして発症した方に多いと思いますが、入退院を定期的に繰り返す方や、通院だけで対処できるけれども、社会経験が乏しいため、就労が困難になっている方、あるいは早期の回復を願って治療を続けているけれども、治療が長引いている方などは、そのような状況を自身の個性と受け止めて、自分は障害者だと認識しておられる方もいます。</p> <p>精神障害には、統合失調症や双極性障害が多いと思われませんが、うつ病や発達障害などさまざまな障害をお持ちの方がおられます。また、病気を持った障害者という認識の方もおられます。そのため、法令に基づく障害者認定の如何にかかわらず、障害者の認識は混在している状況です。</p> <p>そのような理由から、この資料①-1の骨子や資料①-2の人権施策の現状、また、調査票の1ページ、2ページ、15ページも同様ですが、障害者の人権とこころの病を並べて記載してもらいたいと思います。</p>
明石会長	事務局から4名の委員のご意見、ご質問についての見解をお聞きします。
事務局	<p>阪本委員からいただきました、ヤングケアラーの2点について、ご説明いたします。</p> <p>まず、ヤングケアラーについて、ご指摘のとおり、子どもの人権課題のひとつと考えておりますので、資料①-2「枚方市の人権施策の現状」の「②子ども」の主な課題に追加する方向で調整させていただきたいと思います。</p> <p>2点目の、大学生などの若者世代における課題についても18歳未満の子どもと同様の課題と考えております。</p> <p>具体的な相談、支援などの対応につきましては、資料①-2における関連計画に基づいて取り組まれるものと考えております。子どもについては「子ども・子育て支援事業計画」、若者につきましては「子ども・若者育成計画」が関連計画となります。</p> <p>続いて川端委員からご意見がありました、現在の学校教育における同和問題に関する取り組みについてです。</p> <p>教育委員会と協議するなかで、社会の授業などで同和問題に触れていることは聞いています。今回の計画は、人権教育と人権啓発を含む計画となりますので、今後、教育委員会と、計画に位置付ける取り組みについて検討、調整していきたいと</p>

	<p>思います。</p> <p>続きまして磯野委員からいただいた市職員や教職員における人権意識の向上に関しては、現在、さまざまな研修などに取り組んでいますが、今後、本計画にどう位置付けていくか検討してまいりたいと考えております。</p> <p>最後に久保見委員からは、資料①-1や調査票を含め、資料全般において「④障害者の人権」と「⑩こころの病（うつ病など）に関する人権」を連続して記載した方がよいという意見をいただきました。委員からいただいたご意見をふまえながら調整させていただきたいと思います。</p> <p>計画の中で、差別事案を見聞きしたときの通報等の協力を市民に求めることについては、慎重な検討が必要と考えています。</p>
明石会長	事務局から説明がありましたが、委員の皆さま、いかがでしょうか。
久保見委員	差別事象を見聞きしたときの通報の義務や協力は、市民だけではなく、いろいろな団体が把握したものについても集約する必要があると思います。市民だけの範囲に留めてしまうと、どの様な人権問題があって、どの様に啓発あるいは介入していけるのかという検討ができないからです。
明石会長	先ほどの川端委員の発言に関連して質問と意見があるのですが、よろしいでしょうか。
事務局	よろしく申し上げます。
明石会長	<p>同和問題につきましては、平成14年度末で「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効して、特定地域を指定する、あるいはここが同和地区だということは、学校教育の中でも触れないことになっていると思います。</p> <p>しかし、平成28年にできました部落差別解消推進法では、部落差別は現存していて、積極的な教育・啓発がいるということで、学校教育においても同和教育は実施していく方向であると思います。</p> <p>それに関連して資料①-2の部落差別の項目で「結婚などに際しての差別」とありますが、「就職」という文言も付け加えていただければと思います。</p> <p>また、4段目の「インターネット上での同和地区名の書き込み」とありますが、書き込みだけでなく動画などの掲載も昨今問題になっておりますので、「など」という文言を付け加えていただければどうかと思います。</p>
事務局	<p>資料①-2の結婚などのところに就職を加える方向で調整させていただきたいと思います。</p> <p>もう1点、インターネット上での同和地区名の書き込みについて、動画などもアップされていることが問題になっているという認識もしておりますので、「など」を追記させていただきたいと考えております。</p>
明石会長	他にこの骨子案につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。
明石副会長	骨子案の左上「枚方市の人権施策の現状」の3つ目の黒丸「●枚方市人権教育・

	啓発基本計画」ですが、骨子の計画の位置づけとしては、これを計画に包含すると記載されております。既存の人権教育・啓発基本計画を全くそのまま転載されるということなのでしょうか。あるいは一部削除したり、修正したりといったことになるのでしょうか。
事務局	今ある「枚方市人権教育・啓発基本計画」をそのまま今回の計画に掲載するという考えは持っておりません。
明石副会長	既存の人権教育・啓発基本計画の趣旨をそのまま尊重して、新しい基本計画を作っていくということによろしいですか。
事務局	そのとおりです。
磯野委員	先ほどの同和問題の件です。私は長い間学校現場にいましたが、枚方市の同和教育が進んでいるのかわかりにくいと感じていました。 学校現場で独自に同和問題に関する教育を進めるのは難しいですから、教育委員会が先導する必要があると思います。
津熊委員	資料①-2「枚方市の人権施策の現状」の「⑧新型コロナウイルス感染症感染者や回復者並びに医療従事者やその家族」の施策について、お聞きします。 主な課題において「児童・生徒の教育を受ける権利」とありますが、「児童・生徒の教育を受ける権利」の何が課題なのかわからないのでお聞きします。
明石会長	事務局いかがでしょうか。
事務局	新型コロナウイルス感染症や感染された方が差別、誹謗中傷されることによって学校に行きにくくなる状況が生まれるということもあります。こうした状況により学校に行くことや教育を受ける権利が阻害されるなどの課題が生じるという趣旨で記載しております。
津熊委員	権利と書いてあるだけでは内容が伝わりにくいと思います。
事務局	今後資料を作成するなかで、内容が伝わるようお示ししていきます。
遠竹委員	資料①-2「⑩犯罪被害者やその家族」のところで、犯罪の加害者家族も報道が集まるなどの人権課題がありますので、一緒に考えていただけたらと思います。
事務局	加害者家族に関する人権問題については、その内容を含め、今後検討させていただきたいと思います。
久保見委員	資料①-2「⑧新型コロナウイルス感染症感染者や回復者並びに医療従事者やその家族」の取り組みの方向性で、ICT環境というのがよくわからないのでわかりやすい言葉に変えてもらった方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。
事務局	「インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー」の略で、情報通信技術のことですが、わかりやすい表現にさせていただくよう検討いたします。
明石会長	注釈を付け加えていただければと思います。

	<p>私から「主な人権課題」が 16 で、資料①-2「人権施策の現状」では「ヘイトスピーチ」が「外国人の人権」のところに入っています。後ほどご審議いただきますが、アンケートでは「ヘイトスピーチ」が独立した項目としてあります。これらの整合性はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>「ヘイトスピーチ」に関しましては、平成 28 年に国の法律が、また、平成元年に大阪府で条例が制定されたことで、重要な人権課題のひとつと認識しております。「外国人の人権」ではありますが、意識的に「ヘイトスピーチ」を別立てして、主な人権課題に取り上げています。</p> <p>ただし、表記の整合性等につきましては、一定整理をしていこうと思います。</p>
井戸委員	<p>私も会長のご意見のように、整合性を持たせるために、全ての資料において 16 項目に整理していただけたらと思います。</p>
明石会長	<p>事務局でご検討いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
安田委員	<p>資料①-2「⑭セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント」の項目がありますが、最近、マタニティハラスメントなどいろいろ出ています。</p> <p>セクハラ、パワハラ以外のマタハラ等もすごく話題になっていますし、テレビを見ていたら、カスハラなどきりがありません。</p> <p>少なくとも、マタニティハラスメントなども含む表記への検討をお願いいたします。</p>
事務局	<p>委員のご指摘を踏まえ、一定整理をさせていただいたうえで、追記の方向で検討を進めてまいりたいと思います。</p>
明石会長	<p>他にご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>本日のご意見を事務局で精査していただいて、反映していただきたいと思えます。</p> <p>それでは、次の案件に入らせていただきます。</p> <p>案件 2「人権問題に係る市民意識調査票（案）について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>案件 2「人権問題に係る市民意識調査票(案)」について、ご説明いたします。</p> <p><資料② - 1、資料② - 2 説明></p>
明石会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、前回の審議会で皆さまから出た意見などを踏まえ、事務局で調査票（案）として作成していただいたものです。</p> <p>内容については、6 月下旬に調査票発送予定となりますので、今回が最終確認の場となります。</p> <p>調査票(案)について、ご質問・ご意見などがございましたらよろしく願いいたします。</p>
安田委員	<p>回答率を上げる手法として、クオ・カードのプレゼントを実現したいと思っていたので、良かったと思えました。</p> <p>表紙のクオ・カードの説明欄ですが「アンケートは無記名で行いますが、プレゼ</p>

	<p>ントを希望される方は…」と書いてあります。ここに「名前を書いていたとしても秘密は守ります」など、そういう説明が一言あるといいのではないかと思いますので、ご検討をお願いします。</p>
事務局	<p>安田委員のご意見を踏まえ、調整したいと思います。</p>
久保見委員	<p>最初に言いましたが、精神障害を持っている方は自分が病だ、病気だと認識している方と、障害者だと認識している方が混在している状況です。</p> <p>アンケートの中で障害者について注釈していただけないかと思います。ヘイトスピーチや性的マイノリティ、同和地区などには〔注〕が付いています。これと同じようにお願いします。</p> <p>障害者の説明としては、身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障害により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものというのが一般的な定義です。文言は変えてもらっていいのですが、精神障害や発達障害も含まれているということを書いていただきたい。</p>
事務局	<p>注釈については、追記する方向で検討させていただきたいと思います。</p>
井戸委員	<p>回答率を上げるためにクオ・カードを提供することは結構なことだと思います。</p> <p>現在、各会社で株主の議決権行使の際に、クオ・カード等をプレゼントすることがとてもはやっています。各会社だいたい同じだと思うんですが、100名につき1名様というようにどの程度の割合でクオ・カードがもらえるのかが書かれているものが多いです。例えば30名様に1人とか、そういう情報も明記すれば、回答率の向上にもつながるのではないかと思いますので、事務局で検討していただきたいと思います。</p>
明石会長	<p>事務局はただ今の発言の趣旨を踏まえ、検討をよろしくお願ひいたします。</p>
伊藤委員	<p>解答欄のところで「内容（趣旨）」とありますが、趣旨という言葉は必要でしょうか。</p> <p>回答する人は一般市民ですから、中身の内容の概要はわかりますが、趣旨まではわからないのではないのでしょうか。</p> <p>「内容をよく知っている」や「内容がわかっている」ならよいのですが、ここに趣旨まで入れると、答えづらいと思います。</p>
事務局	<p>削除で検討、調整をさせていただきたいと思います。</p>
久保見委員	<p>趣旨の代わりに「ある程度知っている」に変更する方向で検討していただければと思います。この方が答えやすいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>文言については、わかりやすい表現を意識したうえで、再度調整させていただきたいと思います。</p>
磯野委員	<p>表紙のコメ印の2つ目「通訳など、回答にあたってサポートが必要な人は…」とありますが、枚方市はおそらく100人に1人は外国にルーツのある方だと思います。そうすると3000人を無作為に抽出したら30人くらいは外国にルーツがある方</p>

	<p>が選ばれることとなります。</p> <p>最近よく「やさしい日本語」という言葉があり、外国にルーツのある方にわかりやすい日本語で表記しようということが言われています。</p> <p>この文章も例えば「回答にあたって」の「あたって」や「下記問い合わせ」の「下記」は外国にルーツのある方、日本語が苦手な方にはわかりにくいので、できるだけやさしい日本語に変えてほしいと思います。</p> <p>また、その下に英語で説明をしていますが、英語がわからない人もいますので、少なくとも中国語、ベトナム語、ポルトガル語など比較的多い国や地域から来られている方がわかるような外国語もつけてもらったらどうかと思いました。</p>
事務局	<p>翻訳については、調査票発送の日程的な課題もございますので、可能な限り調整をさせていただきたいと思います。</p>
川端委員	<p>統計的にデータを分析するためには、何名の回答が必要なのでしょうか。</p>
事務局	<p>一般的な数値にはなりますが、国の統計調査基準で求められる回収数は、3,000の調査数に対し、400弱あれば信頼度が高いものとされています。</p> <p>なお、1,000以上回答があれば、信頼度が90パーセントを超えるものと考えています。</p>
明石会長	<p>15ページ、問15-1に17までの項目がありますが、15の内容が「インターネット」で終わっています。「インターネットによる人権問題」など、言葉が不足しているのではないかと思いますのでご検討をお願いします。</p>
事務局	<p>追記させていただきたいと思います。</p>
明石会長	<p>他に皆さまいかがでしょうか。</p> <p>そうしましたら本日、委員の皆さまからいただいた意見につきましては、今後、事務局にて調整などをしていただき、その確認については、会長である私に一任していただくということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
明石会長	<p>異議のないことを確認させていただきましたので、この内容などについて、後日事務局から皆さまにご報告をしていただきます。</p>
明石会長	<p>それでは続きまして、案件3「その他」の案件で事務局から報告がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>その他としまして、参考資料①「今後のスケジュールについて」をご覧ください。</p> <p>令和4年度6月の計画策定に向けて、前回お示しさせていただいたスケジュールと大きく変更はありませんが、審議会開催前に市役所内部の会議の開催について追記しています。</p> <p>また、次回の第2回目の審議会ですが、9月30日木曜日の14時を予定しておりますので、日程の調整をよろしくをお願いします。</p>

明石会長	<p>ただいまの説明、本日の審議会全般で、ご質問やご意見はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、本日の案件はすべて終了といたします。</p> <p>今回もコロナ感染拡大に伴いまして、このようなオンラインの会議となりましたが、皆さま方のご協力によりまして、本審議会が無事終えることができました。貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>これで令和3年度（2021年度）第1回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を閉会いたします。</p>
------	--